

令和2年1月

未成年後見申立ての手引

さいたま家庭裁判所

目次

◎未成年後見人選任審判手続き(流れ図)	1
◎申立てをする裁判所一覧	2
◎申立必要書類一覧表	3
第1 未成年後見制度について	
第2 申立ての手続きについて	
1 申立てをする裁判所	4
2 申立てができる人	4
3 申立てに必要な書類	4
4 申立後の手続きについて	
(1)申立人, 後見人候補者調査	4
(2)未成年者調査(面接)	5
(3)親族への照会	5
第3 未成年後見人の職務について	
1 身上監護	6
2 財産管理	6
第4 後見監督について	
1 監督とは	7
2 家庭裁判所の許可が必要な場合	7
(1)後見人と未成年者の利益が相反する場合	7
(2)後見人の報酬を請求する場合	7
(3)後見人を辞任する場合	7
3 後見事務の終了	8

未成年後見人選任審判手続き(流れ図)

申立て準備

この手引きをお読みにになり、申立必要書類一覧表に記載した書類の準備をしてください。

申立て

準備した書類を管轄の裁判所(2頁)にお持ちいただくか、郵送して、申立てをしてください。

注意 申立てをすると裁判所の許可を得ないと取り下げできません(4頁)。

調査 (4~5頁)

申立人調査(面接)

未成年後見人候補者調査(面接)

未成年者調査(面接)

親族の照会(書面照会等)

※裁判官が直接事情をお聞き
する場合(審問)もあります。

審判

未成年後見人を選任した旨(または却下する旨)審判書が郵送されます。

(戸籍への記載)

審判書が告知(郵送)されたときは、裁判所の嘱託により、未成年者の戸籍に、後見人が就任した旨の記載がなされます。

財産目録の作成, 裁判所への提出

審判書送付の際に書式を同封しますので、作成、提出してください。

審判書を受け取ってから1ヶ月以内

後見事務の監督 (7~8頁)

後見の終了 (8頁)



申立てをする裁判所一覧

申立てをする裁判所は、未成年者の住所地(原則として未成年者が住民登録している場所)を管轄区域とする裁判所です。わからない場合は、最寄りの裁判所にお問い合わせください。

申立てをする裁判所	管轄(本人の住所地)
さいたま家庭裁判所(本庁) さいたま市浦和区高砂 3-16-45 TEL 048-863-8816	さいたま市 蕨市 戸田市 志木市 和光市 新座市 川口市 鴻巣市 上尾市 北本市 蓮田市 朝霞市 桶川市 (北足立郡) 伊奈町
さいたま家庭裁判所越谷支部 越谷市東越谷9-2-8 TEL 048-910-0123	越谷市 春日部市 草加市 八潮市 三郷市 吉川市 (北葛飾郡) 杉戸町 松伏町
さいたま家庭裁判所久喜出張所 久喜市久喜東1-15-3 TEL 0480-21-0157	久喜市 加須市 幸手市 白岡市 (南埼玉郡) 宮代町
さいたま家庭裁判所川越支部 川越市宮下町2-1-3 TEL 049-273-3041	川越市 富士見市 ふじみ野市 坂戸市 鶴ヶ島市 所沢市 狭山市 入間市 (入間郡) 三芳町 (比企郡) 川島町
さいたま家庭裁判所飯能出張所 飯能市大字双柳371 TEL 042-972-2342	飯能市 日高市 (比企郡) 鳩山町 (入間郡) 越生町 毛呂山町
さいたま家庭裁判所熊谷支部 熊谷市宮町1-68 TEL 048-500-3113	熊谷市 行田市 東松山市 羽生市 深谷市 本庄市 (大里郡) 寄居町 (児玉郡) 神川町 上里町 美里町 (比企郡) 滑川町 嵐山町 小川町 吉見町 ときがわ町 (秩父郡) 東秩父村
さいたま家庭裁判所秩父支部 秩父市上町2-9-12 TEL 0494-22-0226	秩父市 (秩父郡) 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町

必要書類等一覧表

- * 家庭裁判所の手続では、個人番号(マイナンバー)が必要となることはありません。
(個人番号(マイナンバー)の記載のない書類をご提出ください。)
- * 提出する書面には、鉛筆、消せるボールペンは使用しないでください。
- * 印鑑は認め印で構いませんが経年により消えるおそれのある印鑑は使用しないでください。
- * 未成年後見人候補者を「候補者」と記載しています。
- * 戸籍、住民票、戸籍附票は、郵送でも取り寄せることができます。取り寄せ方法については各種書類の取寄先にお問い合わせください。
- * なお、申立人、未成年者、候補者が外国籍の方の場合:住民票が必要です。

必要書類等		取寄先等
1	申立書	
2	収入印紙 未成年者1名につき800円	
3	郵便切手 3090円分 (内訳:500円×4枚, 84円×10枚, 50円×2枚, 10円×10枚, 5円×6枚, 2円×10枚)	
4	未成年者の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(発行後3か月以内)	戸籍謄本・戸籍の附票
5	未成年者の住民票(個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)または戸籍附票(発行後3か月以内)	→ 本籍地の市区町村役場 住民票→住所地の市区町村役場
6	候補者の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 住民票(個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)(発行後3か月以内)	※未成年者と候補者が同じ戸籍に記載している場合等、重複するものは1通で結構です。
7	未成年後見が開始したことを証明する資料(親権者死亡の閉鎖事項証明書(除籍謄本)など)(発行後3か月以内)	
8	利害関係人からの申立の場合、利害関係を証する資料(親族の場合は、親族関係のわかる戸籍謄本(全部事項証明書)(発行後3か月以内)など)	
9	申立事情説明書	
10	未成年者に関する資料(未成年者が法定相続分を有する遺産についても提出してください。)	
1	未成年者事情説明書, 財産目録, 親族関係図 (2～8については当該未成年者にあてはまるもののみ提出してください。)	
2	不動産	
	① 土地・建物登記事項証明書(コピー可)(発行後3か月以内)	不動産所在地の法務局
	② 固定資産税評価証明書(コピー可)(発行後3か月以内)又は最新の固定資産税納税通知書の評価額が書いてあるページのコピー	不動産所在地の市区町村役場
3	預貯金, 投資信託, 株式等 通帳(表紙, 中表紙, 過去1年分の記帳されているすべての頁), 残高証明書, 預かり証, 株式の残高報告書などのコピー	
4	生命保険, 損害保険等(契約者, 受取人が未成年者のもの) 生命保険証書等のコピー	
5	負債 金銭消費貸借契約書, 返済明細書などのコピー	
6	収入 確定申告書, 給与明細書, 遺族年金額決定通知書などのコピー	
7	支出 各種税金の納税通知書, 国民健康保険料の決定通知書, 学費/家賃/医療費の領収書などのコピー	
8	遺産 遺言書, 遺産分割協議書案, 相続税申告書などのコピー	
11	候補者事情説明書	
12	候補者の源泉徴収票又は所得税の確定申告書のコピー	

※ 各事情説明書, 財産目録, 親族関係図はできるだけ詳しく記入してください。

※ コピーの取り方は, 9頁をご参照下さい。

第1 未成年後見制度について

未成年後見制度とは、未成年者の親権を行う者が、死亡、行方不明等でいなくなったときに後見人を選任し、後見人が未成年者の身上監護や財産管理を行うことで、判断能力や生活能力が十分でない未成年者を保護する制度です。

家庭裁判所で後見人が選任されますと、後見人は、原則として未成年者が成年に達するまで、未成年者の援助などの事務を行い、その事務内容について裁判所に定期的に報告する義務を負うことになります。

申立てのきっかけとなった当面の目的(保険金の受領や遺産分割など)が終了しても、後見人の職務が終わるわけではありません。

第2 申立ての手続について

申立てにあたっては、次の事項にご注意ください。

- 1 未成年後見人選任の申立てをした場合、審判がされる前であっても、裁判所の許可を得なければ、申立てを取り下げることができません。
- 2 提出された書類は、当事者及び利害関係を疎明した第三者から申請があれば、閲覧やコピーをさせることがあります。
- 3 審判の手続費用は申立人・参加人の負担となります。未成年者に手続費用を負担させたい場合は、その旨を書面で上申してください。

次に具体的な申立ての手続について説明いたします。

1 申立てをする裁判所

未成年者の住所地(原則として未成年者が住民登録している場所)を管轄区域とする家庭裁判所になります。(2頁参照)

2 申立てができる人

未成年者の親族、未成年者自身(15歳以上)、利害関係人です。

3 申立てに必要な書類

必要書類等一覧表(3頁)の書類を提出してください。申立ての際には、必要書類等チェックリストで必要書類が全て整ったことをご確認ください。必要書類が整っていれば、手続きが早く進みます。

4 申立後の手続について

(1) 申立人、後見人候補者調査(面接)

申立人及び後見人候補者の方に、家庭裁判所へ来ていただいて、申立てに関する事情を直接お伺いします。

申立人の方からは、「申立事情説明書」及び「未成年者事情説明書」に基づいて、申立てに至るいきさつ、未成年者の生活状況、財産状況及び未成年者の親族らの意向等について事情を詳しくお伺いします。

後見人候補者の方には、「候補者事情説明書」に基づいて、後見人としての適格



性に関する事情をお伺いします。

(2) 未成年者調査(面接)

未成年者の意思及び心身の状況を確認するため、未成年者本人との面接調査をさせていただくことがあります。未成年者調査の際は、原則として申立人、未成年後見人候補者と共に未成年者本人にも家庭裁判所に来ていただいておりますが、年齢や事案の内容によっては、家庭裁判所調査官が家庭訪問をして未成年者と面接したり、生活状況を観察させていただくこともあります。

(3) 親族への照会

家庭裁判所は必要に応じて、未成年者の親族に対して、後見人候補者を後見人に選任することについての同意書を提出していただいたり、照会書を送付して意向を確認したりします。



誰を候補者にするか？誰が選任されるか？

(1) 後見人の候補者については、未成年後見制度の内容や後見人の職務や責任について理解されている方を挙げてください。

(2) 家庭裁判所は、後見人の選任については、

- ① 未成年者の心身の状況、生活状況及び財産の状況
- ② 候補者の職業・経歴
- ③ 候補者と未成年者との利害関係の有無
- ④ 未成年者の意向

などの事情を総合して判断します。

そのため、**申立書に記載された候補者が必ず選任されるとは限りません**。家庭裁判所は、未成年者が多額の財産を所有していたり、親族間で身上監護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合には、**弁護士、司法書士等といった専門家を後見人に選任したり、このような専門家を後見監督人として選任することがあります**。

(3) 後見人及び後見監督人に対する**報酬**は、家庭裁判所が付与の可否及び付与の金額を決定し、未成年者の財産から支払われます。(7頁参照)

第3 未成年後見人の職務について

後見人の主な職務は、未成年者の意思を尊重し、かつ、未成年者の心身の状態や生活状況に配慮しながら、**必要な身上監護及び財産管理を行うこと**です。

1 身上監護

後見人は、未成年者が成人するまで、生活や教育、就労について援助することになります。

2 財産管理

後見人に選任された方は、最初の仕事として、**審判書謄本を受領した日から遅滞なく未成年者の財産調査に着手し、1か月以内に、その財産目録を作成し、家庭裁判所に提出しなければなりません。**

財産管理の内容としては、未成年者に代わって預貯金に関する取引等、必要な法律行為を行うこと、未成年者の財産が他人のものと混ざらないように管理すること、通帳や証書類を保管すること、収支計画を立てること等があります。

そして、財産管理の内容がわかるように、日付及び具体的内容を記録しておくとともに、**定期的に家庭裁判所に報告し、家庭裁判所の監督(これを「後見監督」と言います。詳しくは、7頁参照)を受けなくてはなりません。**



後見人の責任について

後見人が未成年者の財産を管理する場合、一般的に妥当と考えられる程度の良識的な行動をする義務(善良なる管理者の注意義務)を持って、未成年者の財産を維持管理することが求められています。

したがって、たとえ親族であっても、「他人の財産を預かり、管理している。」と考えてください。未成年者の財産を後見人や親族の名義で管理したり、後見人や親族に贈与、貸与するなど、未成年者の不利益となるような管理、処分はできません。

財産を不正に処分すると、後見人を解任されるだけでなく、損害賠償請求などの民事責任や業務上横領などの罪で刑事責任を問われることがあります。

第4 後見監督について

1 監督とは

家庭裁判所は、後見人に対して、その職務を正しく行っているか、また、後見の事務を行う上で問題がないかを確認するために、原則として、毎年1回、未成年者の誕生月の末日までの後見等事務について、翌月の20日までに、自主的に報告書等を提出していただくなどの形で監督を行います。

具体的には、未成年者の現状や現在の問題等についての報告書、未成年者の財産目録、その裏付けとなる通帳や領収書類などのコピーを提出していただきます。

そのため、後見人は、日頃から領収書や取引に関する書類をきちんと整理の上保管するとともに、収支状況を記録しておくことが必要となります。

なお、後見監督人が選任された場合は、後見監督人による監督も受けます。

2 家庭裁判所の許可が必要な場合

(1) 後見人と未成年者の利害が対立する場合

→ 「特別代理人選任の申立て」が必要です。

後見人と未成年者がいずれも(代襲)相続人である場合に、その間で遺産分割協議をする場合や、後見人が未成年者が所有する不動産を買い取る場合等、未成年者と後見人との間において利害が対立する場合は、事前に特別代理人選任の申立てを行い、家庭裁判所の許可を得ることが必要となります。

このほかの場合でも、重要な財産を処分したり、その行為が未成年者の利益となるかどうか判断に迷う場合は、事前に家庭裁判所にご相談ください。

(2) 後見人の報酬を請求する場合

→ 「報酬付与の申立て」が必要です。

後見人が未成年者の財産から一定の報酬を受け取る場合、事前に家庭裁判所に申立てをする必要があります。

報酬付与の申立てがされた場合、家庭裁判所は、後見事務の内容などを考慮して、報酬を付与するのが相当かどうか、相当である場合には報酬額をいくらとすべきかを決定します。後見人は、裁判所から報酬を付与する旨の審判がなされた後、認められた金額だけを未成年者の財産から受け取ることができます。

このような手続きを取らず、勝手に未成年者の財産の一部を報酬として受け取ることはできません。

(3) 後見人を辞任する場合

→ 「未成年後見人辞任許可の申立て」が必要です。

辞任によって後見人がいなくなる場合は、「未成年後見人選任の申立て」も必要となります。

後見人は正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができます。

「正当な事由」があると認められる例としては、後見人が遠隔地に転居しなければならなくなった場合や、高齢や病気などの理由により職務の遂行に支障が生じた場合などが考えられます。なお、後見人が辞任すると後見人がいなくなる場合は、できる限りすみやかに新たな後見人を選ぶ必要があるため、辞任許可の申立てをした後見人は遅滞なく後任の後見人選任の申立てをしなければなりません。

3 後見事務の終了

次の場合などに未成年後見は終了します。

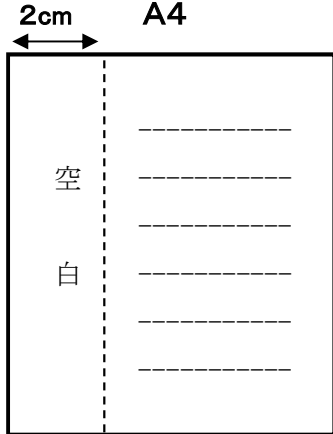
- 1 未成年者が成人した。
- 2 未成年者が婚姻した。(成年擬制)
- 3 未成年者が死亡した。

未成年後見が終了した場合には、後見人は、

- ① 後見終了後10日以内に後見終了の届出を市区町村役場にする必要があります。
- ② 管理していた財産の収支を計算し、その現状を家庭裁判所に報告する必要があります。
- ③ 家庭裁判所への報告が終了した後、管理していた財産を未成年者(未成年者が死亡した場合は相続人)に引き継ぐ必要があります。

コピーの取り方

- 1 用紙はA4（今お読みいただいている用紙のサイズです。）をお願いします。
- 2 裁判所の記録は「A4縦、横書き」ですので、書類は基本的に「A4縦、左とじ」でとじていきます。したがってコピーをしていただく際は、A4用紙を縦にしたとき、その左側に2センチ程度の空白（とじしろ）ができるようにしてください。



コピーしたものは切り取って加工せず、そのままの大きさに提出してください。

- 3 預貯金通帳のコピーを取るときは、次の部分をコピーしてください。
 - ア 表紙（金融機関名、通帳の種類、店番号、口座番号、口座の名義人の氏名などの記載があります。）
 - イ 中表紙（表紙をめくってすぐの見開きページ）（口座番号、取扱支店名などの記載があります。）
 - ウ 過去1年分の取引が記帳された全てのページ（提出日の直前に記帳してください。）

財産目録の番号を記入する。

コピー例

3-1

あいうえ銀行総合口座通帳

□□□□様

001 1234567

あいうえ銀行 △△△支店

.....

.....

.....

.....

29..	年金	231,000	¥--
29..	3,000	電気料	¥--

ア 表紙

イ 中表紙

ウ 記帳のあるページ

- 4 保険証券など裏表両面に記載があるものは、両面ともコピーしてください。
- 5 複数の領収書や支出額10万円以上のレシートを1枚の用紙にコピーするときは、支払の種類ごとにまとめてください。